

かわさきしりつしょうがっこう とくべつしえんがっこう  
川崎市立小学校・特別支援学校における

しょくもつ たいおう  
食物アレルギー対応について

ほごしゃ みなさま  
～保護者の皆様へ～



かわさきしきょういっかいじむきょく  
川崎市教育委員会事務局

## はじめに

川崎市では、平成27年3月、文部科学省より「学校給食における食物アレルギー対応指針」が作成されたことを受け、「川崎市立学校給食における食物アレルギー対応方針」を策定し、平成28年3月、「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒への対応マニュアル」について改訂をいたしました。

食物アレルギー対応は、学校だけが行うものではなく、医師の診断に基づき、保護者と学校が情報を共有し、共通理解の上で行うことを基本としています。子どもたちのアレルギー事故を防止し、安心して食べられる給食のため、皆様には趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

## 食物アレルギーとは

食物アレルギーとは、特定の食物によってアレルギー反応が起こり、皮膚・呼吸器・消化器などに様々な症状があらわれることを言います。

## アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、咳、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に強く出現した状態を、「アナフィラキシー」と言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力など来す場合を、特に「アナフィラキシーショック」と呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

がっこう しょくもつ たいおう  
学校で食物アレルギー対応をするためには、

いし しんだん がっこうせいかつ かんりしどうひょう ひつよう  
医師の診断による「学校生活管理指導表」が必要です。

いし しょくもつ しんだん げんいんしょくざい とくてい かた  
医師から食物アレルギーと診断され、原因食材が特定されている方で、

かてい いし しじ げんいんしょくざい じょきょ おこな かた たいしやう  
家庭でも医師の指示による原因食材の除去を行っている方が対象となり

ます。給食時間を安全かつ楽しんで過ごせるようにするために、安全性を

さいゆうせん きゅうしょく ていきやう  
最優先とした給食を提供してまいります。

まいとし ていしゆつ  
毎年、提出してください。



# 学校給食における食物アレルギー対応

学校給食における食物アレルギー対応はその安全性を最優先として以下の対応といたします。

## 1、完全除去対応

一律、完全除去対応とし、部分除去は行いません。(ある一定量までなら食べられる場合でも、食べるか食べないかの二者択一といたします。)

除去食対応では、7品目\*のうち除去する品目を各学校で検討し、決定します。代替食の提供は行いません。

\*アレルギー表示義務のある特定原材料7品目：卵、乳、小麦、えび、かに、落花生、そば

(本市の学校給食では、マヨネーズを除き、生・半熟卵の提供はしていません。十分に加熱調理された卵を提供します。また、えび、かに、落花生、そばは使用しません。)

## 2、弁当持参

原因食物の種類が多いなど、給食がほとんど食べられない場合は、家庭から毎日お弁当を持参していただく「完全弁当対応」となります。

また、一部の献立のみ食べられない場合は、当該献立が提供される日のみ、家庭からその献立に対応した弁当を持参していただく「一部弁当対応」となります。

## 3、飲用牛乳への対応

お子様が乳アレルギーをお持ちの場合は、飲用牛乳だけでなく、調理用牛乳や乳製品、それを含む加工品も除去する「完全除去対応」となり、飲用牛乳のみの除去対応はいたしません。

食物アレルギー以外の理由で、牛乳に関する対応が必要な場合は、学校にご相談ください。

## 4、飲用牛乳以外停止の対応

原因食物の種類が多いなど、給食がほとんど食べられない場合は、家庭から毎日お弁当を持参していただきますが、乳のアレルギーがなければ飲用牛乳を希望することができます。

## 食物アレルギー対応の留意事項

- ◆ 学級内で除去食の減らしやおかわりは、しないこととします。  
減らしは学級で使用したお玉等の調理器具に、アレルゲンが付着しているため。おかわりは、除去食以外のものを食べてしまう可能性があるため。
- ◆ 家庭より持参した弁当は、原則として本人保管とします。  
気温の高いときは、保冷剤等を入れてください。
- ◆ 実際の給食対応前には、保護者の方と学校が面談をし、詳細を説明します。

# 食物アレルギー対応の手順

新規【新入生・転入生】

年度途中【変更・解除】  
次年度以降【変更・継続・解除】

## 食物アレルギー調査

就学時健康診断や入学説明会、転入時などの機会に  
学校へ食物アレルギーの対応の申し出をする

## 医療機関の受診

～毎年受診してください～

- ・学校での配慮を求める場合は「学校生活管理指導表」を学校より受け取る
- ・「学校生活管理指導表」は主治医に記載してもらう（毎年提出）

## 個別面談の実施

「学校生活管理指導表」を基に、校内食物アレルギー対応委員会メンバーと面談する

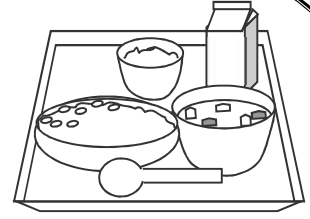
## 対応の決定

- ・「学校生活管理指導表」を基に、校内食物アレルギー対応委員会で協議し、内容が決定される
- ・学校から決定した内容を記載した「学校給食における食物アレルギー対応決定通知」に、保護者記入欄へ署名をし、複写したものを受け取る（原本は学校保管）

## 対応の開始

事前に学校から献立表等を受け取り、確認する

## Q&A



Q どうして医師の診断が必要なの？

A 正確な情報に基づいた適切な対応で事故を防止するためです。

正確な情報がないままに対応すれば、事故を誘発したり、現場が混乱したりするといった事態が起こります。こうした状況を避けるために、学校での対応は正しい医師の診断に基づいて行います。

Q 「学校生活管理指導表」の代わりに「診断書」でも可能なの？

A 「学校生活管理指導表」の提出が必須となります。

文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必須となっています。

Q アナフィラキシーになったらどうするの？

A エピペン®を処方されている場合には、エピペン®を使用します。

また、救急車を要請し、医療機関を受診します。

アナフィラキシーに有効な治療薬はエピペン®です。エピペン®は、緊急時に自己注射する薬ですが、必要な状況下では患者に代って学校職員が注射する場合があります。